

平成 27 年 第 7 回水巻町議会 定例会 会議録

平成 27 年第 7 回水巻町議会定例会第 1 回継続会は、平成 27 年 12 月 4 日 10 時 00 分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

2 番	出利葉 義 孝	9 番	井 手 幸 子
3 番	廣 瀬 猛	10 番	住 吉 浩 徳
4 番	水ノ江 晴 敏	11 番	入 江 弘
5 番	松 野 俊 子	12 番	津 田 敏 文
6 番	久保田 賢 治	13 番	古 賀 信 行
7 番	小 田 和 久	14 番	近 藤 進 也
8 番	岡 田 選 子	15 番	柴 田 正 詔
		16 番	舩 津 宰

2. 欠席議員は次のとおり

1 番	白 石 雄 二
-----	---------

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入江 浩 二

係長 ・ 大辻 直 樹

主任 ・ 原口 浩 一

4. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
副 町 長	吉 岡 正	健 康 課 長	内 山 節 子
教 育 長	小 宮 順 一	建 設 課 長	荒 卷 和 徳
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	産 業 環 境 課 長	増 田 浩 司
企 画 財 政 課 長	篠 村 潔	上 下 水 道 課 長	河 村 直 樹
管 財 課 長	原 田 和 明	会 計 管 理 者	山 田 浩 幸
税 務 課 長	堺 正 一	生 涯 学 習 課 長	村 上 亮 一
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	学 校 教 育 課 長	中 西 豊 和
地 域 ・ こ ど も 課 長	山 田 美 穂	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	古 川 弘 之

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

平成 27 年 12 月 定例会
(第 7 回)

第 1 回継続会

本会議 会議録

平成 27 年 12 月 4 日

水 卷 町 議 会

平成 27 年 第 7 回水巻町議会定例会 第 1 回継続会 会議録

平成 27 年 12 月 4 日

午前 10 時 00 分開議

副議長（松野俊子）

皆さんおはようございます。定例会第 1 回継続会の開会前にご報告いたします。本日も、白石議長が体調不良により欠席のため、地方自治法第 106 条の規定に基づき、副議長の松野が議長の職務を行いますので、ご協力お願いいたします。

出席 15 名、定足数に達していますので、只今から平成 27 年第 7 回水巻町議会定例会第 1 回継続会を開会いたします。

日程第 1 諮問第 2 号

副議長（松野俊子）

日程第 1、諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを、議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行います。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から採決を行います。諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを適任とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成全員と認めます。よって諮問第 2 号は、適任とすることに決しました。

日程第 2 議案第 37 号

副議長（松野俊子）

日程第 2、議案第 37 号 水巻町税条例の一部改正についてを、議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今、議題となっています議案第 37 号 水巻町税条例の一部改正につい

ては、総務財政委員会に付託いたします。

日程第3 議案第38号

副議長（松野俊子）

日程第3、議案第38号 水巻町税条例等の一部改正についてを、議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありますか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今、議題となっています議案第38号 水巻町税条例等の一部改正については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第4 議案第39号

副議長（松野俊子）

日程第4、議案第39号 水巻町公共施設等総合管理計画審議会条例の制定についてを、議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありますか。井手議員。

9番（井手幸子）

9番、井手幸子です。この条例は、町が保有する公共施設の老朽化に伴って、それを管理する審議会を作るという内容ですが、まとめて質問いたします。

1つは、長期的な視点に立って、という部分がありましたけど、この長期的というのは、どのくらいの年数を視野に入れられているのかということと、もう1つは、対象になる公共施設の種類と数、およそどのくらいあるかということと—それをまず2つ、質問いたします。

副議長（松野俊子）

課長。

企画財政課長（篠村 潔）

それでは、井手議員のご質問にお答えいたします。まず、1点目の今度の計画に定めます、長期的ということですが、まず、今あります公共施設の今後の状況、例えば水巻町の今後の人口の状況であるとか、例えば高齢化とか、そういうものを含めた今後の見通しというのは、基本的に30年ぐらいのスパンで見なさいということ、実際の計画に示します期間は、そのうちの見通しを示した上で、最低10年ぐらいのスパンの、10年以上の、今後、平成28年度に作りますので、平成29年度から例えば平成37年度という形の、最低10年間ぐらいの計画を立てなさいということになっております。

次に、これに示す公共施設の内容ですが、これに含まれますのは学校、公営住宅等のいわゆる箱物と言われるものですね。それとか道路、橋梁等のいわゆるインフラ施設、それとか水道、下水道等の公営企業の施設、例えば公園であれば遊具とかも含めて、ある程度の金

額のものは入ってくるんですけど、具体的な数については、今年度調査をしますので分かりませんが、種類としてはそういうものになっております。以上です。

副議長（松野俊子）

井手議員。

9 番（井手幸子）

町の公共施設の老朽化が進んで行っているというのは、目に見えてわかるわけですが、9月の議会においても、えぶり山荘の見直しという話が出ておりましたけれど、この設立される審議会は、公共施設の新築とか、改修とか、廃止、統合なども、そこまで話しをされるわけですか。お尋ねします。

副議長（松野俊子）

課長。

企画財政課長（篠村 潔）

この審議会につきましては、計画の策定、見直しということなんでございますが、例えば公共施設の長期的に、先ほど申しましたような今後の人口の状況とか、少子高齢化とかありますけど、その辺も含めて、その施設が今後も必要なのか、もし例えば今後、廃止することがいい場合もありますし、統廃合がいい場合もある。しかし、この施設は将来的にも継続して利用すべきだろうということがあれば、例えばどういうふうな形で長寿命化をしていくべきだろうとか、ということも含めた考え方になります。

これにつきましては、先ほど申しましたように、今年度固定資産の評価をしていますので、その辺のところ、今年度いっぱい、町にあります公共施設等の白書を作成いたします。その辺の資料と、今後の町の人口とか、例えば今の施設の利用状況とか、その辺も含めた中で、議論をしていただくということになります。以上です。

副議長（松野俊子）

古賀議員。

13 番（古賀信行）

13番、古賀です。公共施設の審議会条例で、委員のメンバーをどういう分野から選ばれる予定ですか。北九州市は新聞なんかで、どういう分野から選んだって公表しているんですね。もう1つは、またこのあと意見で言いますが、質問はこれで。

副議長（松野俊子）

課長。

企画財政課長（篠村 潔）

古賀議員のご質問にお答えいたします。まずは学識経験者、まだ具体的に決定しておりませんが、そういう公共施設等の識見があるような大学の先生であるとか、そういう方をまず考えております。それと当然、まちづくりとか、そういう形も含めた中の検証をしたいと思っております。それと、第2号にありますように、町議会の議員からもご推薦いただきたいと思いますし、あと公共施設等を利用する各種団体ということで、実際に利用者の方の声を広く聞きたいということですので、当然文化施設であったり、体育施設であったり、福祉施設であったり、そういう方のトップの方という意味ではなく、そういう方の代表の方とかを今から見つけていきたいと思っておりますし、それ以外にも住民代表の方とかを公募等を行なっていきたいというふうに考えております。以上です。

副議長（松野俊子）

古賀議員。

13 番（古賀信行）

この条例作成にあたっては、執行部側もある程度の勉強はしてあると思うんですよ。私自身、全国の地下街の耐用年数とか、できた年数とか、近隣の北九州市の公共施設のできた年数を調べているんですよ。そういう点、執行部は参考にされる気持ちはあるか、お聞きします。

副議長（松野俊子）

課長。

企画財政課長（篠村 潔）

質問にお答えいたします。当然ですね、施設が今どういう状況なのか、耐用年数がどれくらいあるのか、今の施設の状況がどうなっているのか、というものを、現在、業者に委託して調査を行っておりますので、その辺の情報を渡しながら、あと議員の皆さまとか、委員の皆さまの意見を聞きながら、その計画の中に反映をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

副議長（松野俊子）

他に質疑はありませんか。質疑を終わります。只今、議題となっています議案第 39 号 水巻町公共施設等総合管理計画審議会条例の制定については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第 5 議案第 40 号

副議長（松野俊子）

日程第 5、議案第 40 号 水巻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを、議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。井手議員。

9 番（井手幸子）

この個人番号の通知カードが、先月、町内においても送付されています。その中で希望者は、マイナンバーカードを任意ですけど作って下さいみたいなこともありましたけど、一応数として、マイナンバーカードの申し込みの数、今の段階でどのくらいか分かりますか。それと割合も今の段階でいいですのでお願いします。

副議長（松野俊子）

課長。

住民課長（手嶋圭吾）

ご質問にお答えいたします。マイナンバーカードの申請ということでございますが、その分は直接 J-LIS といいます国の機関が指定しております、東京の機関に申請者がお送りしますけど、まだその分が何件来ているという情報は、こちらでは入手できていない状況でございます。以上でございます。

副議長（松野俊子）

井手議員。

9 番（井手幸子）

これは国が、すごい予算を使って進めている部分でありますけれど、やはり国民、住民としては漏えい問題というのが一番不安であると思うんですよ。それで、その管理について、町としての管理がどうされているのかということをお尋ねいたします。

副議長（松野俊子）

課長。

企画財政課長（篠村 潔）

井手議員のご質問にお答えいたします。まず、管理のやり方ということですが、まず、法的というか、制度的には国のほうで法律が定めてあることと、社会保障・税番号制度になりますので、利用していいものが社会保障関係、税関係、それと災害関係。それとそれに類するもので条例に定めるということで、今回、条例で利用できるものを、新たに医療関係と就学援助ということで定めさせていただいております。そういう形で、ある程度利用できるもの、法整備的にきちっとその辺を限定させていただいているのが、まず第1点。

それと、基本的にほとんど電算システム上で行われますので、当然、誰でも見られるものではないけません。外部からの侵入ができないようなセキュリティ管理は、当然やっていますし、例えば税の情報は、基本的に税の職員しか見れません。私たち必ずシステムに入るときには、必ずこういうカードを持って、システム入れて、パスワード入れないとそこに入れない。それで、その職員個人個人にすべて権限が付されておまして、その職員が持つ権限以外の情報は、

一切画面上では見れなくなっています。ですから、そういう形でまずロックをかけていることが1点。

それと当然、ただシステム上だけではいけませんので、職員にはその辺の取り扱いに係る研修についても、今までも複数回行なっておりますし、また一応今月も、さらにまた研修を行うようにしております。

あと電算関係以外にも、紙文書も当然出てまいりますので、当然個人番号が付いた紙文書については、これ、国でも定められておりますけど、必ず鍵がつくところで保管するという事になっておりますので、事務するときには出しますけども、帰るときにはキチッと鍵のかかるところに管理をするという形になってますので、今そういうところが十分にできていないところは、そういうところを制度がキチッとするまでには、整備するように考えております。以上です。

副議長（松野俊子）

他に質疑はありませんか。質疑を終わります。只今、議題となっております議案第40号 水巻町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、総務財政委員会に付託いたします。

日程第6 議案第41号

副議長（松野俊子）

日程第6、議案第41号 水巻町次世代育成支援対策地域協議会条例の一部改正についてを、議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今、議題となっております議案第41号 水巻町次世代育成支援対策地域協議会条例の一部改正については、文厚産建委員会に付託いたします。

日程第7 議案第42号

副議長（松野俊子）

日程第7、議案第42号 平成27年度水巻町一般会計補正予算（第3号）についてを、議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今、議題となっております議案第42号 平成27年度水巻町一般会計補正予算（第3号）については、関係の各常任委員会に付託いたします。

日程第 8 議案第 43 号

副議長（松野俊子）

日程第 8、議案第 43 号 平成 27 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを、議題といたします。只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今、議題となっています議案第 43 号 平成 27 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）については、総務財政委員会に付託いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 17 分 散会